承認第2号

専決処分したものにつき承認を求めることについて(多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について)

多可町介護保険条例(平成17年多可町条例第137号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第2号

多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

多可町介護保険条例(平成17年多可町条例第137号)の一部を改正する条例の制定については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月30日専決

多可町長 吉 田 一 四

多可町介護保険条例の一部を改正する条例

令和2年3月30日 条例第 15 号

多可町介護保険条例(平成17年多可町条例第137号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項から第5項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同 条第6項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、 「27,000円」を「21,600円」に改め、同条第7項中「平成31年度から平成32年度まで の各年度」を「令和2年度」に、「27,000円」を「21,600円」に、「45,000円」を 「36,000円」に改め、同条第8項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を 「令和2年度」に、「27,000円」を「21,600円」に、「52,200円」を「50,400円」に 改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の多可町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

多可町介護保険条例の新旧対照表

行 改 TF.

(保険料率)

- 第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる 第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1)~(10) (略)
- 2 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第6号イに規定する町が定める額 は、120万円とする。
- 3 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第7号イに規定する町が定める額 は、200万円とする。
- 4 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第8号イに規定する町が定める額 は、300万円とする。
- 5 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第9号イに規定する町が定める額 は、400万円とする。
- 6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度 から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,000円 とする。
- 7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試課に 係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この 場合において、前項中「27,000円」とあるのは、「45,000円」と読み替えるものとす る。
- 8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試課 に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。こ の場合において、第6項中「27,000円」とあるのは、「52,200円」と読み替えるものと する。

(保険料率)

第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる 第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)~(10) (略)

- 2 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第6号イに規定する町が定める額 は、120万円とする。
- 3 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第7号イに規定する町が定める額 は、200万円とする。
- 4 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第8号イに規定する町が定める額 は、300万円とする。
- 5 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第9号イに規定する町が定める額 は、400万円とする。
- 6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度 における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,600円とする。
- 7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に 係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中 「21,600円」とあるのは、「36,000円」と読み替えるものとする。
- 8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課 に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中 「21,600円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。